

○神戸学院大学知的財産ポリシー

2014年4月1日

制定

改正 2017年4月1日

神戸学院大学知的財産ポリシー(2009年4月1日制定)の全部を改正する。

神戸学院大学(以下、「本学」という。)は、『真理愛好・個性尊重』を建学の精神に掲げ、「知を創造し、発信する大学」、「地域の住民・産業界と共に進化する大学」を目指して教育・研究を進めています。本学は、大学で創造された知的財産を、新たな教育・研究に組み込んで進化させるだけでなく、地域に開かれた大学としての役割を果たすべく、広く社会に公開・還元することを使命としています。

本学は、人文科学、社会科学、自然科学のバランスの取れた総合大学としての認識のもと、「知の創造」の成果物である知的財産を機関として戦略的に保護・活用することを目指しています。そのため、本学における知的財産の取り扱いに関する基本的な考え方を知的財産ポリシー(以下「本ポリシー」という。)として定め、知的創造サイクル(創造・保護・活用)の推進により、社会貢献を促進するとともに学術研究の進展を図ります。

I. 本ポリシーの対象者

本ポリシーの対象者は、本学の職員その他の本学と雇用関係にある者並びに本ポリシーの適用を受けることに同意している本学の客員教員、研究員、学生及び研究生(以下「職員等」という。)とします。

II. 対象とする知的財産

本ポリシーが対象とする知的財産は、発明、考案、意匠、著作物及び成果有体物とします。

III. 権利の帰属

職員等が職務遂行上創作した知的財産のうち、発明、考案及び意匠(以下「発明等」という。)に係る権利は原則として本学に帰属します。ただし、本学が承継しないと決定した権利については、発明等を行つた職員等に帰属します。権利の承継にあつては、権利化の可能性、将来の活用性及び本学の戦略的必要性等を考慮して判断します。

著作物及び成果有体物に係る権利については、本ポリシーの思想を尊重しつつ、それぞれの特性を考慮したうえで、その帰属を決定します。

IV. 知的財産の管理・活用

本学が発明等に係る権利を承継したときは、原則として、出願及び審査請求等の権利化

並びに登録後の権利維持及び権利活用を積極的に図ります。ただし、権利化及び権利維持に要する費用対効果を勘案して、権利を放棄又は発明等を行った職員等に返還することがあります。

本学は、本学で創造された知的財産を広く社会に還元するために、技術シーズ集の発行、技術展示会への出展、技術説明会への参加、さらには学外の技術移転機関との連携を通じて、技術移転先の開拓を積極的に推進します。

V. 職員等への補償

本学が承継した知的財産に係る権利の活用によって本学が利益を得た場合には、その知的財産を創作した職員等に適切な補償を行います。

VI. 共同研究等における知的財産

本学は、企業等との共同研究や受託研究の過程で生まれた知的財産に係る権利の取り扱いについて、実用化又は事業化に配慮し、企業等の要望に柔軟に対応します。

また、本学が保有する知的財産を、教育・研究機関が非営利の研究を目的として利用する場合については、無償で利用できるよう配慮します。

VII. 知的財産の管理体制

本学は、知的財産の創造、保護及び活用を機関として一元的に管理し、技術移転等による社会貢献を推進するために、知的財産管理部門を整備します。また、知的財産管理に係る意思決定を適切かつ迅速に実施するために、発明審議委員会を設置します。

これらの体制及び機能は、時時の社会の要請に対応できるよう常に見直しに努めます。

VIII. 秘密の保持

知的財産に関する業務に携わる職員等は、業務を通じて知り得た知的財産に係る情報について、必要な期間、守秘義務を負います。

本学は、共同研究、受託研究等において守秘義務を負っている事項については、秘密を保持するよう、職員等とともに必要な措置を講じます。

IX. 本ポリシーの運用

本ポリシーを運用するために必要な具体的事項については、神戸学院大学発明規則等の個々の規則等に別途定めるものとします。